

市制70周年記念事業 開館10周年記念

長谷川利行展

—藝術に生き、雑踏に死す—

問合せ 藤井達吉現代美術館 ☎ (48)6602

自由奔放な筆致と原色そのままの色づかいによる作品の魅力に加え、その破天荒な生き方でも知られる画家・長谷川利行（1891－1940）は、長く所在不明となっていた油彩の大作が相次いで発見されるなど、近年あらためて注目を集めています。

約18年ぶりの大規模な回顧展となる本展では、油彩、水彩、ガラス絵、素描など代表作約140点により、その画業の全ぼうを紹介します。

この機会に、自由奔放な筆致と天性の明るい色彩にあふれた長谷川利行芸術の神髄をお楽しみください。

とき 7月21日(土)～9月9日
(日) 10時～18時（入場は17時
30分まで）

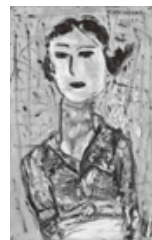
休館日 月曜日

ところ 藤井達吉現代美術館

料金 一般 900円 高校・

大学生 600円 小中学生

400円



△長谷川利行

《ノアノアの少女》

1937年 県美術館蔵

●次の人は無料で閲覧できます。受付で証明書を提示してください。

未就学児童、市内在住・在学の小中学生・高校生、
市内在住の65歳以上の人、各種障害者手帳を持つ人
と付添者1人

●ギャラリートーク

担当学芸員による展示説明会です。予約は不要で
す。観覧券を持参し2階ロビーに集合してください。

とき 7月22日(日)、8月5日(日)、11日(土)、19日(日)、
25日(土)、9月2日(日) 14時～（30分程度）

ところ 藤井達吉現代美術館

高額療養費制度改正のお知らせ

問合せ 国保年金課国保係
医療係

平成30年8月から、70歳以上の人の高額療養費の自己負担限度額が以下のように変更になります。医療機関の窓口で支払いが限度額までとなるためには、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ、低所得Ⅰ・Ⅱの人は限度額適用認定証または減額認定証の申請が必要です。

70歳以上の人の自己負担限度額

平成30年7月まで

所得区分	外来 (個人ごと)	入院・世帯単位
現役並み 所得者	57,600円	80,100円＋ (総医療費－267,000円) ×1％ 〈多数回該当：44,400円〉
一般	14,000円 [年間上限]* [14.4万円]	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
低所得	Ⅱ 8,000円	24,600円
	Ⅰ	15,000円

平成30年8月から

所得区分	外来 (個人ごと)	入院・世帯単位
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円＋ (総医療費－842,000円)×1％ 〈多数回該当：140,100円〉	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円＋ (総医療費－558,000円)×1％ 〈多数回該当：93,000円〉	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円＋ (総医療費－267,000円)×1％ 〈多数回該当：44,400円〉	
一般	18,000円 [年間上限]* [14.4万円]	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
低所得	Ⅱ 8,000円	24,600円
	Ⅰ	15,000円

* 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限となります。

- ・ 多数回該当とは、過去12か月に同じ世帯で高額医療費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。
- ・ 月の途中で75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に移行した場合、その月の自己負担限度額は移行前後の医療保険制度でそれぞれ1／2となります。